平成 24 年 10 月 5 日

各　　位

会 社 名　日　　機　　装　　株　　式　　会　　社
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　　甲 斐　　敏 彦
（コード番号　６３７６　東証第１部 ）
問合せ先　経営企画部企画第一グループリーダー
築　　茂 之
（ TEL. ０３－３４４３－３７１８ ）

透析装置および透析通信システムに関する特許権侵害差止請求訴訟の和解について

当社は、透析装置および透析通信システムに関し当社が保有する特許（特許番号：第 2846204 号、発明の名称：血液浄化装置およびこれを使用する中央監視システム）（以下「本件特許」といいます。）について、ニプロ株式会社（本店：大阪市北区、代表取締役社長：佐野嘉彦）（以下「ニプロ」といいます。）に対し、特許権侵害差止請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起しておりましたが、本日、東京地方裁判所において和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．和解に至るまでの経緯

当社は、ニプロが製造・販売する透析装置および透析情報管理システムに関するソフトウエア（ＤｉａＣｏｍ®２００６）を格納したサーバコンピュータが、本件特許を侵害することを理由として、平成２３年４月２０日に東京地方裁判所（以下「東京地裁」といいます。）に対し、特許権侵害差止めに係る仮処分命令の申立てを行い、その後、同年１０月６日には東京地裁に対して特許権侵害差止請求訴訟を提起しました。この間、ニプロは、本件特許に関し平成２３年９月２８日に特許庁に対して特許無効審判を請求しましたが、特許庁より、平成２４年６月１日付けで、審判請求は成り立たないとの審決がなされました（なお、当該審決については、ニプロを原告、当社を被告とする審決取消訴訟が知的財産高等裁判所に係属中）。

このたび、東京地裁から和解の勧試もあり、和解協議を行った結果、本件特許に関する当社の主張が十分に尊重され、本件訴訟の目的が実質的に達成できるものと判断しましたので、本日、本件訴訟について訴訟上の和解（以下「本和解」といいます。）をいたしました。

２．本和解の内容

本和解においては、その内容を開示しないことが条件となっております。

３．今後の見通し

当社は、知的財産を極めて重要な経営資源の一つであると認識しており、競合製品に対し今後も監視を続け、当社の知的財産権が侵害された、または侵害されるおそれがあると判断した場合には、法

的対応を含め毅然とした態度で臨む所存です。なお、本件特許は、本和解以後も引き続き有効に存続することに変わりはありません。

また、本和解が今期の業績へ与える影響は軽微です。

以上

＜参考：当社の透析通信システム＞

日機装の透析通信システムにおいては、透析装置の画面上で、治療中の患者の愁訴、スタッフによる処置等の情報を直接入力することができます。これを仮想端末機能と呼びます。この仮想端末機能を用いることにより、穿刺・回収の実施者情報、治療中の薬剤投与情報等の、透析装置が監視していない情報も、自動的に装置外部の通信システムサーバーに送信され、一元的に管理できます。そして、省力化、省スペース化および省コスト化といったメリットを、お客様に提供しています。また、機械の故障または患者の異変が発生した場合、ベッドサイドのスタッフが仮想端末の操作を行うことにより、情報が即時にサーバーへ自動送信され、医師等の監視下に置かれます。その後直ちに、医師等の指示にしたがって適切な処置が行われることにより、治療に関わるリスクまたはインシデントの発生を、未然に防止できます。

